

監査委員公表第2号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別添「定期監査結果報告書（令和4年度市立学校定期監査）」のとおり公表します。

令和5年3月2日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

定期監査結果報告書

(令和4年度市立学校定期監査)

三浦市監査委員

1 監査の種別

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象校

岬陽小学校、名向小学校

3 監査の対象範囲

令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日まで）の市費をもって執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間

令和 5 年 1 月 5 日～令和 5 年 2 月 8 日まで

5 監査の実施場所

各校及び三浦市役所第 2 分館監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に執行されているか。
- (3) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (4) その他財務の事務執行に関連する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 財産等の管理 財産等が適切に管理されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 金券類、備品、施設及びその他資産等の財産が適切に管理されているかを立会により確認した。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に校長、教頭及び関係職員から説明を聴取した。
- (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し行った。

9 監査の結果

前記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

なお、昨年度の市立学校定期監査結果報告書において監査委員意見として付した項目である、児童が安全な学校生活を送るために必要な修繕等につき、最優先事項として応急的な対応を含め万全を期すことについて、今回、直営で対応するなどいくつか対応できていたことは評価できる。

しかしながら、対応できずに何年も継続して要望が出されているものも依然見受けられるので、引き続き児童の安全な学校生活の確保に取り組んでいただきたい。

(以 上)